

商品概要説明書

（積立式定期貯金＜エンドレス型＞）

（令和元年10月1日現在）

商 品 名	◇ 積立式定期貯金＜エンドレス型＞
ご利用いただける方	◇ 個人および法人（団体を含む。）
期 間	◇ 積立期限には定めがありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	◇ 自動振替により、1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ◇ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ◇ 1 回あたり 1,000 円以上 ◇ 1 円単位
払戻方法	◇ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息 （１）適用金利 （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	（個人） ◇ 各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 （法人） ◇ スーパー定期貯金＜単利型＞の約定利率を適用します。 ◇ 払戻時に一括して支払います。 （個人） ◇ 期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 （法人） ◇ スーパー定期貯金＜単利型＞の計算方法を適用します。 ◇ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5 %）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ◇ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	◇ 普通貯金等からの自動振替による積立ができます。 ◇ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	◇ 満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 （公的制度）	◇ 保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡ本支店（所）までお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ※各連絡先は最下部に掲載しております。
その他参考となる事項	—

● J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融事業部 金融推進課	082-831-5919
ひろしま	信用推進部 信用推進課	082-422-2173
広島ゆたか	信用部 金融課	0823-66-3710
尾道市	金融共済部 金融課	0848-23-3323
福山市	金融共済部 貯金課	084-924-2212
広島信連	J Aバンク指導部 事務指導課	082-240-0257

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600